

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市遊技場等の建築規制に関する条例(平成10年三田市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により市長の同意を得ようとする者は、建築等同意申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 屋外広告物及び照明設備の設置場所、形状並びに色彩が明示された図面
- (7) 現況図 届出に係る建築物の敷地の周囲200メートルの区域内にある条例第4条第2号及び第3号に掲げる施設の配置状況図
- (8) 来客用自動車及び自転車等の駐車場(以下「駐車場」という。)の位置図 入口及び出口、駐車台数を明示したもの
- (9) その他市長が必要と認めた図書

(決定通知)

第4条 市長は、申請書の提出があった日から起算して30日以内に同意の可否を遊技場等建築等同意・不同意通知書により通知することとする。

2 市長は、申請書、添付書類等に形式上の不備があると認めるときは、申請書を提出した者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

(禁止区域)

第5条 条例第4条第2号に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(構造、設備等の基準)

第6条 条例第5条第3号に規定する規則で定める駐車場の規模は、別表第2のとおりとする。

2 建築主は、前項に定めるもののほか、良好な生活環境を確保するための対策を市長と十分協議するものとする。

(住民協議)

第7条 条例第6条に規定する地域住民とは、遊技場等の建築等をしようとする敷地からおおむね100メートル以内の区域内に住所を有する者及びこの区域内に全部又は一部が含まれる区又は自治会の代表者をいう。

2 建築主は、前項の地域住民に対する説明会を開催し、これらの意見を尊重し、紛争が生じないよう努め、遊技場等建築等計画説明会経過報告書により市長に報告するものとする。

(完了届等)

第8条 条例第7条第1項の規定による建築等の工事が完了した旨の届出は、遊技場等建築等工事完了届出書(以下「完了届」という。)によって行うものとする。

2 市長は、前項に規定する完了届を受理した場合において、条例第5条の基準について審査し、適合していると認めるときは、建築等工事完了確認書により交付するものとする。

3 市長は、条例第7条第2項の規定に基づく原状回復その他の是正措置を命ずる場合には是正措置命令書によって行うものとする。

(中止命令)

第9条 市長は、条例第8条の規定に基づく中止命令を行うときは、中止命令書によって行うものとする。

(公表)

第10条 条例第9条に規定する公表は、市広報への掲載等市長が適当と認める方法で行うものとし、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 氏名、住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
- (2) 条例及びこの規則に違反する事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第16号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第28号)

この規則は、平成17年9月15日から施行する。

付 則(平成28年規則第28号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第11号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年規則第24号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(平28規則28・全改、令2規則11・令3規則24・一部改正)

施設の名称	所在地
三田市フラワータウン市民センター	三田市武庫が丘七丁目3番地1
三田市広野市民センター	三田市上井沢28番地1
三田市あすなろ教室	三田市相生町26番15号
三田市さんだ市民センター	三田市三田町22番19号

別表第2(第6条関係)

- 1 ぱちんこ屋に係る駐車場の規模

用途地域	自動車駐車場の規模	自転車等駐車場の規模
商業地域	ぱちんこ等台数の3割以上の駐車台数	ぱちんこ等台数の2割以上の駐車台数
近隣商業地域 準工業地域 国道176号線側端から30メートル以内の第1種住居地域	ぱちんこ等台数の4割以上の駐車台数	
市街化調整区域	ぱちんこ等台数の6割以上の駐車台数	

- 2 ゲームセンターに係る駐車場の規模

用途地域	自動車駐車場の規模	自転車等駐車場の規模
商業地域 近隣商業地域 準工業地域 国道176号線側端から30メートル以内の第1種住居地域	ゲーム機台数の2割以上の駐車台数	ゲーム機台数の4割以上の駐車台数
市街化調整区域	ゲーム機台数の3割以上の駐車台数	